

公的年金等からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

公的年金等からの特別徴収とは、公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税・森林環境税が公的年金等から特別徴収（天引き）され、公的年金等の支払いをする日本年金機構などが、納税者に代わって納める制度です。

特別徴収の対象となる人

- ・令和8年4月1日現在、65歳以上の人
  - ・老齢基礎年金等の年額が18万円以上の人
  - ・伊丹市の介護保険料が公的年金等から天引きされている人
- ただし、年度途中で税額が変更となった場合や、市外に転出された場合は普通徴収となることがあります。

対象税額と今後の徴収方法

令和8年度から初めて公的年金等から特別徴収される人  
 令和7年度途中で特別徴収が中止になり、令和8年度10月より再開する人  
 年税額の1/2に相当する額を普通徴収（1期・2期）の方法により徴収し、当該年度の下半期10月・12月・翌年2月は、残りの1/2を特別徴収の方法により徴収します。

（例）収入が公的年金のみで令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の合計額（年税額）が10,000円の場合

《令和8年度》  
特別徴収開始（再開）年度

徴収方法 納付額	上半期			下半期		
	令和8年 4月	令和8年 6月	令和8年 8月	令和8年 10月	令和8年 12月	令和9年 2月
普通徴収	3,000円	2,000円		1,800円	1,600円	1,600円
特別徴収			年税額の半額(5,000円)を2回に分けて納付書にて納付	年税額の半額(5,000円)を3回に分けて年金天引き		
年税額	10,000円 = 普通徴収 5,000円 + 特別徴収 5,000円					

〔令和8年度も引き続き公的年金等から特別徴収される人〕  
 年間の公的年金等からの特別徴収税額の平準化を図るため、4月・6月・8月においては前年度分の1/2に相当する額を仮徴収し、10月・12月・2月においては年税額から仮徴収した額を控除した額を本徴収します。

（例）収入が公的年金のみで、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の合計額（年税額）が12,000円で、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の合計額（年税額）が10,000円の場合

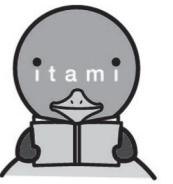
《令和8年度》  
特別徴収継続年度

納付額	上半期			下半期		
	令和8年 4月	令和8年 6月	令和8年 8月	令和8年 10月	令和8年 12月	令和9年 2月
仮特別徴収税額（仮徴収）	2,000円	2,000円	2,000円	1,400円	1,300円	1,300円
特別徴収税額（本徴収）	前年度分の年税額の半額(6,000円)を3回に分けて年金天引き					
年税額	10,000円 = 特別徴収(仮徴収) 6,000円 + 特別徴収(本徴収) 4,000円					

〈令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書の説明〉

税額決定 納税

通知書の説明



令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書 (単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所  
伊丹たままる  
千僧1丁目1番地 伊丹市役所

年税額 ①	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額 ②
納期限 新規 充当額 ③			
納期限 ④	納付額	前納報奨金	差引納付額
公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号	本年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額 ⑤
年金より特別徴収される額			⑥
年金より特別徴収される額			⑦

⑧所得金額等  
⑨所得控除額  
⑩課税標準額  
⑪税額控除前所得割  
⑫税額控除  
⑬所得割額  
⑭均等割額  
⑮森林環境税額  
⑯減免額・免除額  
⑰控除不足額

口座振替ご利用の人（口座情報の記載がある人）

- 普通徴収税額について、左記の口座からそれぞれの納期限に振替納付されます。
- 納付方法が一括の方につきましては、第1期の振替日に普通徴収税額が一括で引き落としされます。
- 口座へはお早めにご入金ください。
- 個人情報保護の観点から口座名義人と口座番号の一部を表示しておりません。
- 振替口座の変更をご希望の人へ  
変更手続に1～2か月を要しますので、ご希望の納期から変更できない場合があります。申込手続は、口座振替依頼書（はがき）又はキャッシュカードでできます。詳細は、徴収課までご連絡ください。
- 振替通知や領収書は送付しませんので、預貯金通帳の記帳や、入出金明細により振替済をご確認いただきますようお願いいたします。
- 左記口座を解約済等の場合は、6月15日（月）までに、徴収課へご連絡ください。

〈口座振替についての問い合わせ先〉

伊丹市 徴収課  
TEL：072-784-8025 FAX：072-780-2453

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書 (単位：円)

▼所得金額等  
給与収入  
公的年金等収入

▼所得控除額  
控除合計

▼課税標準額

▼扶養親族該当区分  
控配 老配 特配 同老 老人 16歳未満 其他 同障 他障 特親 特親 未成年者 特障 他障 寡婦 勤労学生

▼本人該当区分

▼算出税額  
税額控除前所得割 ⑪  
所得割額 ⑬  
均等割額 ⑭  
森林環境税額 ⑮  
減免額・免除額  
年税額（市民税・県民税及び森林環境税の額）  
給与・公的年金等からの特別徴収税額  
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）  
控除不足額 ⑰  
（うち還付額）

①年税額…今年度のあなたの市民税・県民税・森林環境税の合計額です。

②普通徴収税額…年税額のうち、納付書や口座振替で納めていただく額です。

③充当額…所得割額より控除しきれなかった「配当割額又は株式等譲渡所得割額」の控除額のうち充当された金額が記載されています。

〔充当額〕欄に記載があり、「差引」が0円になっている人で、さらに控除しきれなかった金額がある人については、還付※(未納額がある場合は充当)となります。

④納期限・納付額（一括納付の場合）…一括での納付をご希望の場合の納期限と納付額です。納付書をご利用の方は右下の領収日付欄に「全」と記載のあるものをご使用ください。

⑤特別徴収額…公的年金にかかる年税額の半分を3回に分け、下半期（10月・12月・2月）の公的年金から天引きされる税額です。

⑥今年度仮特別徴収税額…年税額に基づき再計算した今年度（令和8年度）の上半期（4月・6月・8月）に公的年金から天引きされる税額です。昨年度の通知により天引きされている税額よりも少ない税額となった人は還付※となります。

⑦来年度仮特別徴収税額…来年度（令和9年度）の上半期（4月・6月・8月）に公的年金から引き続き天引きされる税額です。

⑧所得金額等…収入金額等から給与収入の場合は給与所得控除額、公的年金等収入の場合は公的年金等控除額、その他の収入の場合は必要経費を差し引いた金額です。給与所得控除額、公的年金等控除額については、別紙「令和8年度（令和7年分）市民税・県民税・森林環境税について」の〈1. 給与収入・年金収入金額から所得金額の求め方〉をご参照ください。

⑨所得控除額…個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額で、社会保険料控除や扶養控除等の控除額が記載されています。詳細は、別紙「令和8年度（令和7年分）市民税・県民税・森林環境税について」の〈2. 所得控除〉をご参照ください。

⑩課税標準額…⑧所得金額等から⑨所得控除額を差し引いた額です。（1,000円未満切り捨て）

⑪税額控除前所得割…⑩課税標準額に税率をかけたものです。

⑫税額控除…調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額が記載されています。

⑬所得割額…⑪税額控除前所得割から⑫税額控除を差し引いた額です。（100円未満切り捨て）

⑭均等割額…市民税が3,000円、県民税が1,800円（内800円は県民緑税）です。

⑮森林環境税…令和6年度より、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されました。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人の市民税・県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。

⑯控除不足額…⑬所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額です。

※還付対象の人には、伊丹市徴収課より後日、お知らせと手続き用紙を発送いたします。